

平成24年（2012年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年10月9日（火曜日）

招集年月日 平成24年10月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年10月9日（火）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
紀伊長島総合支所長	世古雅則		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第53号 | 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結について |

会議録署名議員

15番 川端龍雄

17番 中本 衛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成24年第4回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

議事日程を朗読させていただきます。

平成24年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年10月9日（火曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第53号 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結について

であります。よろしくお願ひします。

平野倅規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 川端龍雄君

17番 中本 衛君

のご両名を指名します。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月2日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された案件は、紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結についてであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成24年度普通会計の8月分及び平成24年度水道事業会計の8月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野倅規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず1件目は、公金支出差止等請求住民訴訟事件についてでございます。

平成24年（行ウ）第9号 公金支出差止等請求住民訴訟事件に関しまして、平成24年10月4日木曜日、津地方裁判所第302号法廷におきまして、第1回口頭弁論が行われました。

その内容であります、裁判長から提出書類の確認、今後において、追加の資料があるかどうかの確認、次回の口頭弁論の日程についての決定がなされ、5分ほどで終了いたしました。

議員の皆様には、その裁判における紀北町の答弁書をお配りさせていただきます。

なお、原告、被告から証拠説明書も提出されました。

被告側、紀北町でございますが、については、教育委員会で閲覧することができますが、原告側につきましては、津地方裁判所での閲覧となりますので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、第2回口頭弁論は、12月13日木曜日、午後1時30分から、津地方裁判所で開催されますので、ご報告申し上げます。

次に、台風17号の状況についてでございます。

先月9月30日、愛知県東部に上陸いたしました、台風17号への対応につきましては、午前11時33分、台風17号の接近により暴風・波浪警報が発表されたことから、同時に紀北町災害対策本部及び紀伊長島総合支所に災害対策支部を設置いたしました。

その後につきましては、情報収集に努めるとともに、排水機場の運転の準備のほか、河川等の監視や大潮の時期で台風が最も接近する時刻と満潮が重なることから、消防団員・消防署員で警戒に当たっていただきました。

また、紀伊長島区島原、大原、十須地区におきまして、午後6時頃、県道沿いで倒木が電線を切断したため、約500世帯が一時停電となりましたが、順次、復旧作業を行い、翌10月1日、午前4時頃、全面復旧したとの報告を受けております。

なお、紀北町災害対策本部及び支部は、午後9時42分に廃止し、翌日の10月1日、午前8時30分から町内の被害調査を実施いたしました。幸いにも大きな被害の報告は受けておりません。

次に、堀栄丸衝突海難事故について、ご報告をさせていただきます

堀栄丸の衝突海難事故につきましては、去る9月24日未明、三重外湾漁業協同組合紀州北支所所属のかつお一本釣り漁船「堀栄丸」119トンと玉井商船運行でパナマ船籍貨物船「N I K K E I T I G E R (ニッケイタイガー)」2万5,047トンが、宮城県金華山沖東約900kmの太平洋上において衝突したものでございます。

午前2時31分頃、堀栄丸の自動遭難通報装置から発信された遭難警報を海上保安庁が受信し、事故の一報がもたらされました。

その後、三重外湾漁業協同組合紀州北支所、以下、漁協とお話しさせていただきますが、連絡が入り、事実の確認の後、午前6時30分に、堀栄丸衝突事故緊急対策本部が漁協内に設置されました。

本町といたしましても、事故の一報を受け、職員を漁協対策本部に向かわせ、情報の収集にあたったところでありますが、事故の詳細が明らかになるにつれ、未曾有の海難事故であることがわかり、私自身も漁協対策本部に赴き、町の全面的な支援をお伝えしたところでございます。

事故直後から捜索にあたっていただいた僚船「光栄丸」のおかげで、午前7時12分に続き、午前7時22分に合計9名の乗組員が救助されました。

その後、付近を航行していた僚船が次々と捜索に加わっていただきまして、最終的に13隻の僚船による捜索が行われたほか、付近を航行中の大型かつお漁船3隻も捜索に加わっていただいたとも聞いております。

宮城県塩釜市に本部のある第二管区海上保安本部では、事故の一報を受け、航空機による捜索を開始し、巡視船を現場海域に急行させるなど、事故の重大さから、最大規模の捜索活動を行っていただいております。

出動勢力といたしましては、ヘリコプター搭載型巡視船を含む巡視船3隻、海上自衛隊哨戒機を含む航空機3機、水産庁漁業取締船1隻、また、三重県はじめ高知県、宮崎県、宮城県の漁船が捜索に加わっていただいております。

捜索の詳細につきましては、お手元にお配りいたしております資料をご参照したいと存じますが、10月5日現在では、巡視船2隻、航空機1機による捜索が継続して行われているところで

ございますが、現場海域は度重なる台風の影響による海況の悪化により捜索の中断を余儀なくされるなど、難航を極めておりますが、最大限許す限りの捜索をしていただいております。

しかしながら、今日現在、行方不明者の発見には至っておらず、乗組員13名の行方は、依然として不明でございますが、一刻も早い発見を祈っているところでございます。

今回の事故に関しまして、町といたしましても事故の重大さを考え、最大限の支援を行うべきと考えております。町の支援といたしましては、9月24日から漁協対策本部へのサポートをはじめ、現地での情報収集、現地へ向かう家族の支援、光栄丸入港時の受け入れ準備への人的支援を行いました。

漁協対策本部への人的支援につきましては、9月24日から24時間体制での職員の派遣を9月28日まで続けておりました。

現在は、漁協対策本部との情報共有の継続や、緊急時に早急にサポートできる連絡体制をとっております。

現地での情報収集につきましては、9月24日に宮城県塩釜市の第二管区海上保安本部へ職員2名を漁協職員とともに派遣し、情報の収集に当たらせておりました。

私自身も気仙沼市、塩釜市において、ご家族の皆様にお会いさせていただきましたが、あまりにも突然の事故で、ご家族のお気持ちを思うと、心中お察し申し上げる次第でございました。

現地へ向かう家族の支援につきましては、第1便として、宮城県気仙沼市へ向かう家族に漁協職員とともに2名の職員を同行させ、第2便として、宮城県塩釜市へ向かう家族に漁協職員とともに2名職員を同行させました。

光栄丸入港時の受入準備につきましては、現地の塩釜市、市場関係者の全面的な協力のもと、光栄丸入港に備えることができ、無事入港し、接岸いたしました。

救出された9名の乗組員の皆様は、9月29日、午前5時30分頃、塩釜港に入港、接岸し、家族との再会を果たされ、その後、9月30日、夜、乗組員家族とともに、紀北町に帰られたところでございます。

その際には、私自身も出迎えをさせていただきましたが、議長、副議長はじめ議員の皆様方も出迎えていただきまして、誠に感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、今回の事故に関し、宮城県気仙沼市、塩釜市、南三陸町をはじめ、関係者の皆様方には、言葉にできないほどの大きなご厚情を賜っております。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

また、去る10月4日には、今回の衝突海難事故の対応について、三重県知事、三重外湾漁業協同組合組合長、三重県漁業協同組合連合会会長とともに、国に対し要望を行ったところでございます。

要望内容といたしましては、行方不明乗組員と堀栄丸の搜索の継続、事故原因の早期解明、好漁場である当該事故海域での海難事故の再発防止の3項目を、国土交通省、農林水産省、防衛省、県選出国會議員に要望したところでございます。

その中で、国土交通副大臣、農林水産省事務次官及び政務官、防衛省運用企画局局長、水産庁長官、海上保安庁長官と面談し、直接要望を行っております。

最後になりますが、現在も行方不明となられている13名の乗組員の皆様、また、ご家族の皆様方のご心中をお察し申し上げますとともに、一刻も早い発見を心からお祈り申し上げます。

以上、3件をご報告いたしまして、第4回紀北町臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

奥村武生議員。

9番 奥村武生議員

この住民訴訟の件も去ることながらですね、現在、一番焦点になっております、浜千鳥リサイクルの損害賠償の問題について、去る9月3日に進行協議が行われたと思いますが、ところがありますけれども、その中で、最終準備書面の提出日がですね、12月20日というふうに表示されておりますけれども、それまでの間、9月3日に行われました進行協議の中で、それまでの間、何も、裁判所、被告及び原告とのやり取りがないのかどうか、議長から確かめていただきたいと思います。こういう重大な問題というのは、もろに議員にもかかわってくることでございますので、経過だけはきちっと、やっぱり報告していただかないと、中身まではともかく、大変困ると思いますので、議長からいっぺん確かめていただきたいと思います。

平野倅規議長

奥村武生議員の議事進行について、お答えをいたしたいと思いますが、これは、今、言われた、9月3日から12月20日までの間に、裁判所側と町側に何も物事はないのか。

9番 奥村武生議員

原告と被告の間にやりとりがないのか。

平野倅規議長

ないのかということでございますね。現在、私の知っていることとしては、12月20日に、ただいま、奥村議員が言われた最終口頭弁論があるということは伺っておりますが、それ以外のことは伺っておりませんので、どうですかね、町長、もしも、それまでのことがありましたら。

平野倅規議長

こういうふうな問題でありますので、あとでどうのこうのと表沙汰になった場合、議会軽視ということもありますので、これは私が今言われた議事進行については、私は12月20日のことは聞いておるけども、その間のことは聞いておりませんので、私どもとしても落ち度かもわかりませんが、ちょっと私の勝手に申し訳ないんですけど、町長とのお話を持ちたいと思いますので、この場でちょっと10分ほど、10時まで暫時休憩ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。その結果、ただいまの議事進行についてのお答えを、はっきりしたお答えをさせていただきたい、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(午前 9時 49分)

平野倅規議長

再開いたします。

(午前 10時 03分)

平野倅規議長

先ほどの奥村武生議員の議事進行の回答ですが、町長にお伺いしたところ、9月3日、口頭弁論のあと、進行協議があり、次回の進行協議の日程を11月16日に行うということが決定された、そういうことを伺いましたので、11月16日に次回の進行協議があるということでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

それは、また話してもらわなあかん。いつ聞いたんですか。

平野倅規議長

今聞いたんです。

5番 瀧本 攻議員

議長はですよ。そうするとね、この、いわゆる今日の上程された議案についてもね、議長と議運の委員長とですね、いろいろ議会軽視という言葉が出ていましたね。公的に、新聞に。議会軽視ばかりしておるんですよ。去年の11月29日の議会でも、私の日記帳にも議会軽視と書いてあるんです。だから、議長に、今後ですね、厳重にですね、ハウレンソウといわれておるわけやで、ハウレンソウ、何にもないんや、この人。だから、議長にそのへんを執行部にですね、もう、車の両輪じゃなくななくなってきたおるわけやで、是非ともお願いいたします。

平野倅規議長

はい。わかりました。私への議事進行ですので、瀧本 攻議員のただいまの議事進行なんですけども、お答えとしましても、私、ここにも書いてあるんですけど、町長に対してね、議会軽視として取られかねないようなことは、今後、十分注意していただくようにしてくださいよというようなことを、先ほど、奥村武生議員の質問に対しての回答をしてから、町長にそのことを十分、議会軽視的なことはするなというふうなことを、お願いすべき、ここに文書に書いたんですけども、そういうふうに私自身思っていますので、また、この場ではなしに、また口頭でも、町長に対して、物を隠さずに堂々と、議会軽視なしに、正直に言ってくださいということをお願いしようと思っていますので、その点をご理解いただきたいと思いますので。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

このことはですね、はっきり言って、9月3日のことですから、いろいろな報告をしておったから、9月議会にも、いろんな形のまた質問もあったと思うのですよね。それはとにかくとしてですね、今回、訴訟、公金支出の差止請求事件に対してですね、9月の予算の中で弁護士、確か2人分の予算を立てておったと思うのですよね。その中で今回、9月4日に出た時には、弁護士は1人だったと。新聞にも載っていました。これは予算を認めておいて、1人の弁護士でいくんですか。そこだけは、議長、町長に確かめてしてください。それで、これが1人だったら、また大きな問題になってくると思います。それだけ確認しておいてください。それをしておいて、確認した

ら、また次回、それに対してのいろんな質問が出ると思いますので。それだけよろしく、議長からお聞きください。

平野倅規議長

入江議員の議事進行にお答えなんですけども、今のことも、今回の議事とは、案件とは全然違いますので、議事進行ということで受け止めて、私は、その旨を改めて町長に聞いて、また次の行政報告云々があったときに、また町長から行政報告で報告させてもらおうというふうにさせていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。ここでのやり取り云々は。

6番 入江康仁議員

いやいや、そうじゃないですよ。議長いいですか。

平野倅規議長

はい。

6番 入江康仁議員

僕は、その旨を聞いておるのは、やり取りはいらないです。ただ、2人分の予算計上で9月に出ておるのが、なぜ、1人だったのかということだけを確認してもらったらいんです。1人しか出ていなかったということですから。ということはですよ、この大事な町の予算を使って、町の、最初からですよ、1人の弁護士、2人の契約をしておいて、契約書もまた提出してほしいと思いますけど、2人契約しておいて、1人の弁護士だけで初回を迎えるというのは、これはあまりにも紀北町をないがしろにしているかと思ひますよ。議会の議決をどのように思っているのか。議会の議決はそのような条項の中で予算の議決をしておるわけですから、それに伴った、やはり、弁護士にも出てもらわなあかんと思ひます。それこそ、また今言われた議会軽視、議員軽視の形になってしまうわけですよ。そこのところを議長から確認を取っていただきたいのです。なぜ、1人だったかということだけ。

平野倅規議長

いや、入江議員もよく知っているように、議事進行というのは、私に質問して、私が答えるわけなんですけれども、私の気持ちを、先ほど、言われたように、今の入江議員の質問したことに対しては、私は町長に改めて聞いて、それを聞いたやつを、また町長から、またこういうふうな場所があったら報告をすると、させてもらおうということで、先ほど、答弁したように思ひますけど、そのようにさせていたいただきたいと思ひます。この議案とは全然、問題は違う議事進行ですもんで、あなたの言っていることはわかるのですが、これは議題外のように私は取

っておりますので、その点、理解してください。行政報告に対してですので、今回のこれには、行政報告ですが、私の提案している議案に沿ったことではないので、私は町長に改めて、今の旨を、今、先ほど、3人の方が言われた議事進行に対して、また町長と話を詰めて、その旨をまた報告させていただきたいということが、私の答弁でございます。その点、ご理解をお願いしたいと思います。どうぞよろしく頼みます。

それでは、これより、議案に対する審議を行います。

日程第5

平野倅規議長

日程第5 議案第53号 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第53号 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結についてであります。新庁舎の議場内音声映像システム等を整備するための備品等の購入につきまして、本契約の締結が「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

続いて、内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場 幹総務課長

おはようございます。それでは内容につきまして、ご説明させていただきます。議案書の1ページからよろしくお願いをいたします。

議案第53号 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約の締結について

次のとおり備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 契約の目的 | 紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 2,430万7,500円 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市久居新町2750番地4 |

株式会社ライフ・オン 三重営業所

所長 石黒 正

平成24年10月9日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、役場本庁舎の移転に伴う議場内音声映像システムの整備を行うため、平成24年9月27日に入札執行した、紀北町役場新庁舎議場音声・映像備品購入契約を締結するにあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

2ページの資料1からご説明をさせていただきます。2ページの資料1でございますが、購入費が請負金額で2,430万7,500円、備品等価格につきましては、2,315万円、消費税が115万7,500円でございます。なお、落札率につきましては、設計金額、消費税込でございますが、2,763万6,000円で、請負金額が2,430万7,500円でありますので、落札率は87.96%でございます。

続きまして、その下の備品の概要をご説明申し上げます。音声備品の主なものといたしまし

では、議場マイクユニット42台、専用赤外線マイクロフォン42本、受発光ユニット8個、マスターコントロールユニット1台、議会マネージャーソフト1式、制御操作用パソコン1台、デジタルマトリックスミキサー1台でございます。議場内の音声につきましては、各机に1人1台の赤外線マイクロフォンと天井に設置をいたしますバウンダリーマイクロフォンにより収録いたします。なお、机の上のマイクロフォンは、情報漏えい、盗難防止付で音声を電気信号に変換し、無線にて音声を受発信するものであり、これらを制御する制御操作用パソコン及び各マイクロフォンの音量調整等を行うミキサーにおきまして、音声全般の管理を行いたいと考えております。また、今回の議場音声・映像備品につきましては、価格におきましても大きなウエイトを占めております、議会マネージャーというソフトウェアを導入することにしております。このソフトウェアは議場内の音声と映像を連動させたり、各種の動作、例えば、発信ボタンと連動し、カメラが自動で発信者をとらえるとともに、自動、手動により、ズームや4台設置するハイビジョンカメラの切り替え等が可能となります。また、議会マネージャーソフトウェアをプログラミングの変更をすることで、議会運営の音声との調整も自由に変更することができるため、新庁舎の議場にこのシステムを採用することとさせていただきます。

次に、映像備品の主なものでございますが、ハイビジョン用旋回カメラであります、HDインテグレートドカメラ4台、4台のカメラの映像を切り替えるコンパクトライブスイッチャー1台、カメラ映像を確認する17V型LCDビデオモニター2台、議員名等のタイトルをカメラの映像に重ねるHDタイトルジェネレーター1台、業務用ビデオカメラにカメラ映像を録画するHDVレコーダー2台、行政放送番組を放送いたしておりますので、株式会社ZTVの映像がハイビジョン化された場合においても、即時、対応が可能とするための録画機器XDCAM EXレコーダー2台、及びこの映像を保存する媒体、S×Sメモリーカード3枚でございます。

次に、調整費等の主なものは、機器の取り付け及び各種配線等を行い調整するものでございます。取付配線調整費1式。複数のメーカーの機器があることから、各メーカー同士の機器のすり合わせを行い、議会マネージャーソフトと対応させるための費用、システム設計費1式。議場に設置する前に各メーカーの機器を紀北町用に機器調整の設定を行う調整費1式でございます。

次に、予備備品は機器の故障等を考え最低限準備しておいたほうがよい機器、他の機器での対応が簡単にできない機器等を予備品として購入するものであります。

主な機器等につきましては、以上でございます。

期間につきましては、議会の議決の日から平成24年12月21日までとさせていただきます。

す。

続きまして、3ページの資料2をご覧ください。3ページの資料2につきましては、議場内の音声・映像等の配置図でございますが、この配置図につきましては、上が議場内、操作室内の各機器をどのように配置するかを表したものでございます。下の部分に書いてございますのは、それぞれの場所の機器名を列挙してございます。まず、下の表の一番右側と上の配置図には、丸囲みの番号、四角囲みの番号、三角囲みの番号がございまして、丸囲みの番号は、机の上に置くものでございまして、四角囲みの番号は天井に、三角囲みの番号は壁に設置する機器を表しております。

配置図の①でございますが、マイクロユニット、これは各机に置かれるものでございます。②は音声を赤外線を受信するアンテナ、③はアナログデジタル表示の時計、④はハイビジョンカメラで、傍聴席側に2台、議長席側に1台でございます。議長席から見て右側に1台、それと合わせまして4台となります。⑤につきましては、発言残時間等の表示が可能な47インチ液晶ディスプレイで、議長席から見て、左側の壁に設置を予定しております。⑥につきましては、スピーカーで議場内後部付近に設置することとしております。⑦は議場内の音声を集音するバウンダリーマイクロフォンで議場内に4個設置いたします。⑧は議会事務局長席に設置する発言残時間表示灯のコントロールパソコンでございます。

次に、(1) 操作机というのがございまして、配置図で見ますと、右下のあたりに操作机 (1) というのがございます。ここに加える機器でございまして、(2) につきましては、その席の横に置きますシステムラックということで、機械を積み重ねたラックをそこに設置したいというふうに考えております。また、(3) につきましては、その隣の右側にございまして操作室内に置く操作机とか、システムラックに設置する機器等でございます。

また、議場外といたしましては、新しい庁舎の4階廊下に設置するブザー用のスピーカー、議会事務局や会議室で議場内の音声を聞くことができるスピーカーとボリュームコントローラーを設置するものでございます。

続きまして、4ページの資料3をお願いいたします。4ページの資料3でございますが、主な議場音声・映像備品の写真でございます。主に目で確認できるものを集約させていただきました。これ以外にラックには機械が並びますが、少しわかりにくいので選ばせていただきまして、表示をさせていただきます。左の上が議場のマイクロユニットでございます。これにつきましては、赤外線マイクロフォンでございます。その右が赤外線信号を受信する受発光ユニット、

その右がハイビジョンカメラでございます。左の下がスピーカーで議場内用でございます。その右が発言残時間用液晶ディスプレイで、寸法が横が約1m8cm、縦が外寸で約62cmでございます。その右が時計で、上がアナログ時計、直径が約42cm、下がデジタル時計で横が約38cm、縦が約30cmほどの機器を設置したいというふうに考えてございます。

次に、5ページの資料4をお願いいたします。5ページの資料4は、設計におきましての概要でございます。設計金額が2,763万6,000円、備品等の価格が2,632万円、消費税が131万6,000円でございます。概要につきましては、先ほど申し上げました各備品の概要と同じでございますが、右側に音声備品、映像備品、調整費等、予備備品等でそれぞれ設計単価がわかっておりますので、記載をさせていただいております。

以上、今回、提案させていただきました機械等、たくさんございますので、主なものだけご説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

5番 瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

一般競争入札を行ったわけですね。その入札のですね、落札した業者ですね、落札した業者、その一覧表をですね、資料をいただきたいですね。資料がないですね。それが1点と。

もう1点は、9月27日に入札が行われたと。なぜ、3月に予算計上したものが、この臨時議会で、9月27日に行われたと。なぜ、いうなれば9月の定例会で上程されなかったのか。

そしてまだ残っていますわな。これはまた別ですわ。また臨時議会があるわけです。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

それでは、お答えをさせていただきます。まず、1点目のほかの業者も含めた落札のやつは、手元にありますので、コピーさせていただきます。準備をさせていただきます。

平野倅規議長

すぐにできる。

中場 幹総務課長

ちょっとお時間をいただいたら、すぐにできます。

平野倅規議長

あとの質問をしている間に、でき次第、皆に配付してください。

中場 幹総務課長

はい。それと、なぜ9月の定例会でできなかったのかと、もう1本あるんじゃないかということでございますが、議員のおっしゃるとおりでございます。議場の音声・映像と、もう1つ議場家具、机、椅子等がございます。これにつきましても、できるだけ早くするのがベストだと思いますが、この時期になってしまいました。大変申し訳ございません。間違いなく予算は当初予算についておりましたので、もう少し努力をして、調整すべきだったかもわかりませんが、私どもギリギリがんばったところでございまして、ご理解をいただきたいというふうに存じます。よろしくをお願いします。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

今の日程についてですね、やはり、私、冒頭に議事進行で申し上げましたけれども、議会軽視の何ものでもないですね。一生懸命がんばったといえね、52号のやつは、その日にあげてきたわけですから、開会の時に。9月の11日ですか。だから、こういうことをしておるとですね、本当に着実に仕事されとるかどうかということをやいます。だから、6ヵ月近くあったわけですから、今後はこういうことのないようにしていただきたいと思います。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご指摘を受けてですね、十分配慮しながら、これからもですね、こういった臨時会の開催につきましては、十分議員の皆様の立場も考えながらがんばっていきたく思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

この一般競争入札のいわゆる概念というんですか、コンセプトというんですか、もう2社あれば、一般競争入札として認定するわけですか。2社以上あれば。指名ですか、これは。指名競争入札の場合に、2社あれば、これでOKになるわけですか。そのへん。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

指名競争入札の場合は、3社以上の指名ということになってございます。ごめんなさい。指名は3社以上で、入札は2社以上でも大丈夫です。

紀北町会計事務規則の第93条に、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから前条の基準により競争に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでないというふうに記載されております。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

9番 奥村です。予定価格の27,636,000円という金額はどのようにはじいたのか、おわかりになったらちょっと。先回の消防議会でもいろいろ問題になりましたけれども、この予定価格という、今回のはじき方、算出の仕方をちょっとご説明いただきたいと思います。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

今回の議場の音声・映像備品の設計につきましては、当初、私どもと、この行政放送を担当しておりますZTVさんのご協力をいただきながら、どのようなシステムでやれば最新の一番良い紀北町にあったシステムができるかということで協議をさせていただきました。その中であちらこちらの業者からの意見もございまして、いろんな情報もいただきました。その中で設計をある程度した段階で、これにより入札の見積もりを取りたいということで、まず、業者を選んで、その中でお願いをしました。その中で快く引き受けていただきましたのも合わせまして、3社から見積もりを徴集いたしました。その中で設計額につきましては、最低の金額を記載された見積額を設計額とさせていただきました。以上でございます。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

この見積もりを出した3社の名前を教えてくださいたいと思います。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

3社は私ども、手元にもございますが、名前は控えさせていただきますと思います。

平野倅規議長

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

言えない理由を言っていただきたいと思います。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

正直言いまして、名前を言いたいですけれども、実は、相手方にいろいろ無理を頼んで見積もりもしてもらいましたし、そういうことを発表するという了解を得ておりませんので、議会でのご答弁は控えさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

平野倅規議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

議会の備品でということで、今回、2,430万7,500円、そして後ほど、もう1本提出されるということで、かなり高い金額になるということで、実は驚いております。そこで、質疑なんですが、現在のですね、この議場、そして、総合支所にもですね、旧紀伊長島町の議場があると思います。それらの備品で活用できるものはなかったのかどうか。そのへんをお聞きしたいということが1つあります。

それからですね、3ページのところなんですが、まず、カメラの配置でですね、傍聴席にカメラが2台並んでおるんですが、議長の後ろ側と側面はわかるんですが、後ろからなぜ2台なのかなという疑問がありますので、お聞きしたいと思います。

それから、時計ですね。△3の時計です。アナログとデジタルがあるんですが、なぜ、この2

つのものを選定されたのか。

それから、**7** バウンダリーマイクロフォン4個、これちょっと私初めて聞く名前なものですから、何の目的で、どのようなマイクロフォンなのか、この資料3に載っていないものですから、説明をお願いしたいと思います。

それから、現在のこの議場なんですけど、採光とかですね、照明でいろいろ撮影のときに支障があるということで、撮影のあるときには、今のこの状態じゃなくて、カーテンを閉め切った状態になります。そのへんのですね、採光とか照明、それから撮影のですね、そのへんは今の現状の、そういうことに対する、新しい議場のですね、改善策というか、そのへんはどのように取り組まれるおつもりか、以上をお聞きします。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。まず、現在、使っている音声・映像につきまして、再利用できるものがあるのかということでございますが、実は、当初、この議場の音声システムをそのまま活用したいということで、一番最初は計画させていただきました。ただ、議会事務局等とも協議した結果、ケーブルテレビの音も含めてですね、今ではなかなか難しいというのが1点でございます。

もう1つは、先ほど、申しあげました議場の、パソコンで操作する音声と映像を連動させた議場のソフトというのを入れさせてもらいます。これに合うためには、今の機械では不具合が出るということも踏まえまして、古いということと、その点2点で新しいものに替えさせていただきたいということで、以前の提案から両方とも替えるということで予算の計上をさせていただいております。

続きまして、なぜカメラが後ろのほうから2台かということなんですけども、もちろん1台でも後ろから、傍聴席から議長席側はできるんですけど、当初は議員おっしゃったように3台で考えておりました。いろいろ業者と詰める中で、やはり、全景を押さえておく必要と、1台のカメラでズームとか、引いたりしたいということがありまして、当初の当初の時は3台ということで計画いたしましたけど、設計の段階では4台ということでさせていただいております。

それと、時計のアナログとデジタルでございますが、これもいろんな議場のやつを見せていただきまして決めたわけですが、1つはアナログの大きなの。デジタルとなりますと、今の予定

でいきますと、日付が入ったり、ほかのことも見えますので、それも踏まえて1個ずつがいいのではないかという判断でデジタルとアナログ時計にさせていただきました。

次に、バウンダリーマイクでございますが、皆様方、今、私が使っておりますこのマイクは大変指向性の強いものでございまして、一方向からの音には強いのですが、全体の位置からの音はなかなか難しいということで、バウンダリーマイクロフォンをつけることで、無指向になりますので、どの方向からも音が入ってくるマイクロフォン、議場内の音を集めたいということでございまして、議場全体の音を集音するマイクロフォンを設置するものということでございます。これは無指向性のものでございます。

次に、光とか、採光でございますが、確かに今回の機器につきましては、私どもの設計で、大変申し訳ないのですが、採光というか、今、現在では先端をいくような映像システムを採用しております。ハイビジョンカメラ等でも利用でございます。それにつきまして、やはり、採光といいますと逆光とかいろいろございますので、そのへんにつきましては、ZTVさんとも調整が必要ですが、今のところ、カーテン等で仕切る部分は仕切りということになる場合もございまして、一般的なこれまでの映像よりはもっと良いというか、感度が良くて、そういうものにも対応できるものというふうに聞いております。以上でございます。

平野倅規議長

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

このあともですね、まだ備品の入札があるということなんで、例えばですね、資料3にありますですね、アナログの時計ですね、これなんかはもう、ここの議場にあるやつと、写真で見限りほぼ同じだし、機能も変わらないと思うのですが、そういう面で見ても、少しでも経費の削減ができるようなことを図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

議員さんおっしゃるとおりで、できるだけ経費は削減すべきであります。今回、議場全体で時計も含めまして、セットとして計画してしまった部分もございまして、やはり、耐用年数等もございまして、すべてをとりあえずというか、ごめんなさい、発言を訂正させていただきます。すべてを新しきものでスタートしたいという頭が先にありましたので、時計についまし

てはですけれども、利用できないこともなかったかも知れませんが、今回は新しい時計を買わさせていただきたいということでよろしく願いいたします。

平野倅規議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

以上で質疑を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平野倅規議長

それでは、平成24年第4回紀北町議会臨時議会を閉会いたします。

(午前 10時 42分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 10月 25日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 中本 衛